

## 測量コンサルタント等業務の手持業務契約額にかかる入札参加条件について

測量コンサルタント等業務の入札においては、各案件の指名通知日から開札までの間において、各社の「手持業務における現契約額」(※1)が、各社の「年平均受注額」(※2)以上となった業者は、入札に参加できません。

### ※1 「手持業務における現契約額」

…庄原市発注の入札案件のうち、指名通知を行う日の前月末日までに完了検査が終了していない業務の現在契約額(随意契約分は対象外です)。

### ※2 「年平均受注額」

…過去5年間の庄原市発注の入札案件の受注額の平均額。随意契約分は含まず、各案件の最終契約額を算定基礎とします。

この額が100万円未満の場合には、その業者の年平均受注額は100万円とします。

### <具体的な算定例>

○平成28年7月1日から平成29年6月30日までに指名通知を行う案件の場合

受注年度	受注額 (税込・円)
平成23年度	3,996,000
平成24年度	28,836,000
平成25年度	2,149,200
平成26年度	8,357,040
平成27年度	29,930,040

過去5年間の平均受注額

**=14,653,656円<sup>Ⓐ</sup>**

※<sup>Ⓐ</sup>が100万円未満の場合は100万円

各案件の指名通知日において手持業務における現契約額が<sup>Ⓐ</sup>の金額以上ある業者に対しては指名通知を行いません。

また、複数件の入札案件の指名を行っている場合、先に開札した案件を落札したことで<sup>Ⓐ</sup>の金額以上となった業者は、その時点で後の案件の入札は無効とします。

(別紙で具体例を示しています)

### <注意事項>

(1) 庄原市内に本社を有する業者は本取扱の対象外とします。また、水道事業に係る管路設計業務も同様に対象外とします。

(2) 契約金額の変更があった場合、変更契約締結時点で直ちにその金額を各社の手持業務の現契約額に反映させます。

(3) 業務の完了については、業務完了検査が終了した時点とします。

(4) 自社の平均受注額がご不明の場合、管財課へお問い合わせください。

## (別紙) 具体例

X社の過去平均受注高…14,653,656円④  
現契約額(9/9時点)…6,959,520円⑤  
契約可能額…7,694,136円

○9月10日に開札する案件(9月1日に指名通知) ※開札の順番に記載

- (1) 市道●●線測量業務
- (2) 市道△△線測量調査設計業務

○9月17日に開札する案件(9月8日に指名通知)

- (3) 市道□□線設計業務

<例1> X社が(1)の案件を8,000,000円で落札した場合

→その時点で、手持業務契約額が⑤6,959,520円+8,000,000円=14,959,520円となり、④の額を超えるため、以降の案件には参加できません。たとえ(2)の案件に入札をされていても無効とします。

また、(3)の案件は(1)の開札時点で既に指名通知を行っていますが、同様に無効とします。

<例2> X社が(1)の案件を7,500,000円で落札した場合

→(1)の開札時点では、手持業務契約額は⑤6,959,520円+7,500,000円=14,459,520円であり、④の額を超えないため、(2)の案件の入札は無効とはなりません。ただし、(2)の案件もX社が落札し、手持業務契約額が④の額を超えた場合は(3)の案件には参加できません。

<例3> X社が(1)の案件を4,500,000円で、(2)の案件を3,000,000円で落札した場合

→(2)の案件を開札した時点で手持業務契約額は14,459,520円であり、④の額を超えないため、(3)の案件にも参加することができます。